

最近の最高裁破棄無罪例の分析

庭
山
英
雄

へはじめに

平野龍一他編刑事訴訟法判例百選第五版（一九八六年）の付表（二七八頁）によると、一九八四年の上告審における終局総人員一、八四七名中、破棄はわずか八名（〇・四％）にしかすぎない。その内訳は自判六名（〇・三％）、差戻・移送二名（〇・一％）である。破棄八名中、事実誤認による無罪方向での破棄が何名かはここからは不明。

三井誠他編刑事手続下（一九八八年）九六八頁（高木俊夫）によると、一九七六年から八五年までの一〇年間において通常上告事件で原判決が破棄されたものは全部で八五件、そのうち破棄事由に事実誤認が含まれているものは一四件（一六・五％）、再審事由を含めても一五件（一七・六％）にしかすぎない。しかしここでも無罪方向での破棄が何件かはわからない。

次に村井敏邦「刑事手続と最高裁判所」法律時報一九八七年八月号二九頁以下によれば、一九七〇年以降（一九八四年まで）の一五年間における刑事通常事件についての最高裁判例一五九件のうち、被告人上告は一三五件、検察官上告二一件、双方上告三件であった。右の被告人上告事件のうち破棄は三九件（差戻二三件、自判一六件）で、その破棄事由のほぼ半数一八件（四六・二％）が事実誤認であった。ここから推計すると事実誤認による無罪方向の破棄は被告人上告一三五件中一八件、つまり一三・三％ということとなる。もっともこれには再審事由によるものや検察官上告の棄却等で無罪判決が維持されたものは含まれていない。

一方、松尾浩也『刑事訴訟法下II』一九九〇年三月刊二五一頁所掲の統計表によると、一九六七年から八七年までの二一年間における上告審破棄事件数は二六一件、そのうち刑訴四一一條の一号破棄一四八件、二号破棄九件、三号

破棄三〇件、四号および五号破棄六件である。したがって事実誤認による破棄は二六一件中三〇件（一一・五％）となる。ここでも事実誤認による無罪方向の破棄件数はわからない。

以上からすると事実誤認による破棄事件数には年によって極端なばらつきがあるが、一〇年以上で計算すると大きな差はなくなる。すなわち高木調査によると年平均一・四件、松尾統計によっても同一・四三件。しかし村井調査によれば被告人上告分だけでも一・二件⁽¹⁾、検察官上告分を含めるとそれを上廻ると推測される（破棄数は年平均三・六件に達する）。これらの違いはいろいろな理由によると考えられるが、今それを穿さくするつもりも必要もない。上告審破棄無罪事例数（被告人上告分）が年平均ほぼ一・二件とわかれば足りる。

本稿は昭和五五年（一九八〇年）から昭和六四年ないし平成元年（合わせて一九八九年）までの一〇年間の事実誤認による破棄事例⁽²⁾（無罪方向）を検討し、そこからなんらかの教訓を引き出そうとしたものである。典拠は判例集、判例時報、判例タイムズ、新聞であるが、ここに取り上げた一二件がすべてだと言いきるつもりはない。思わぬ見落としがあるかも知れない。しかし最近の傾向をさぐるには十分だと思われる⁽³⁾。なお本稿はさきに発表した拙稿「上告審の事実誤認救済に関する一考察」（香川法学一九八九年一月号一頁）の各論部分にあたるので、同論文と併せ読んで頂けると幸いである。

一、ホステス投棄殺人事件⁽⁴⁾

本件（最三判昭55・7・1判時九七一・一二四）は強姦未遂・殺人事件のうち殺人について審理不尽ないし事実誤認の疑いがあるとして控訴審判決を破棄した事例である。

少年である被告人A、Bの両名は昭和四八年一月六日午前零時ごろ垂水市のバー「和」の前から同店ホステスC子（当時25歳）を自動車に乗せて市内の塵芥処理場付近に連れ出し、共謀の上同所において同女に暴行を加え強いて同女を姦淫しようとしたが同女が抵抗したためその目的を遂げなかった。次に被告人らは同女が失神したため同女をそのまま放置すれば前記犯行が発覚することをおそれ、むしろ同女を殺害しようとして近くの崖の上まで運びAが両脇をかかえBが両足をもち三〇メートル下に放り投げて同女を死亡するに至らしめた。以上が公訴事実である。

一審は、被告人両名の自白につき、犯行の動機、態様の点で寸分の相違もなく一致しており、捜査官からきびしく追及されて供述を整合させられた疑いがあるが信用できず、その他いろいろな情況証拠を詳しく検討しても被告人らの有罪は証明されないとして殺人の訴因に対し無罪を言い渡した。これに対し二審は、被告人らは進んで自供したり指示したり、悔悟の情を表したりしており、自白の内容も具体的に詳細、如実で実感的であって信用できるなどとして有罪を認定した。

最高裁は、被告人らの捜査官に対する自白は否認の供述と交錯して不安定、種々の情況証拠と対比すると自白の内容には不自然、不合理な点が多々ある、現場付近は真暗だったはずで果たして自白にあるような方法で同女を運搬しえたか疑問、他方、同女の靴下の汚れに徴すると裸足で畑などを歩き回ったのち転落した形跡もないではない等の理由により、原判決には審理不尽、事実誤認の疑いがあるとしてこれを破棄し、福岡高裁へ差し戻した。

本件はのちに渡部保夫『刑事裁判ものがたり』（昭和六二年九月、日本評論社刊）として出版されて話題となった。同書には最高裁調査官として同事件を担当し、真実発見のため苦心するさまが如実に記されているのみならず、誤判防止のためのいろいろな提言がなされていて参考になる。とくに本件に即していえば、主として自白の偏重が誤判の原因であり、それを防ぐためには状況証拠と丹念につき合わせる点が重要だと思われる。

二、国道上夜間追突事件

本件（最一判昭56・2・19判時九九六・一三一）は自動車追突事故における過失の成否ないし程度の認定に関し、審理不尽くしくは重大な事実誤認の疑いがあるとされた事例である。本件は交通事犯としては決して特異な例ではないが、最高裁において破棄されるのは冒頭に示したごとく上告審全体から見れば稀有の事例であり、今後同種事例の判断にさいし参考となると思われる。

被告人は、北海道東部の広大な畑地を貫通するほぼ一直線の真暗な国道上（制限速度五〇キロ）を時速約七〇キロで対向車とのすれちがいに備え前照灯を下向きにして車を進行させていた。突如約二五メートル前方に進路の全面をふさぐ形で駐車していた無灯火の普通貨物自動車を発見し、右にハンドルを切って衝突を回避しようとしたが間に合わず、同車に自車を激突させて自車の同乗者二名を死亡させ二名に傷害を負わせた。原審において弁護人は被告人の過失の程度を争ったが、原審は「被告人の前方注視義務の懈怠は軽度のものとすることはできない」として被告人の控訴を棄却し、一審の禁錮一年の実刑判決を維持した。

本判決は右の事実関係を精査し、①本件が他に光源のない真暗な国道上の追突事故であること、②被告人車の前照灯は対向車との関係で下向きにされていたのでその照射距離はせいぜい四、五〇メートルにすぎないこと、③時速七〇キロの車の制動距離は通常約五〇メートルで衝突回避は不可能であること、などを考えると本件被告人に前方注視義務違反の過失が肯定できるかどうか疑問であり、かりに肯定できるとしてもその程度は軽微と解されたとした。また本判決は、原判決が依拠した実況見分調書等の信用性には疑問があるとし、原審が弁護人の検証申請を却下して駐

車車両の発見の可否ないし難易について解明しないまま過失を認定した点にも疑問があるとして、原判決には審理不
尽、重大な事実誤認の違法があると認定した。

自動車運転中の交通事故に関し、最高裁が審理不十分なし事実誤認を理由として原判決を破棄した直近の事例には
①最三判昭54・3・27判時九二四・一三四②最三判昭54・12・4判時九五四・一二四がある。それにしても本件のよ
うな事例で一、二審ともに過失を認定したのは刑事政策的な配慮が優先したためと思われるが、⁽⁵⁾事実と論理とだけで
破棄されて下級審裁判官としてはおそらく釈然としなかつたであろう。

三、鹿兒島夫婦殺害事件

本件（最一判昭57・1・28刑集三六・一・六七、判時一〇二九・二七）は、一、二審判決が被告人を有罪と認めた
夫婦殺しの殺人事件につき最高裁が審理不_レ尽、重大な事実誤認の疑いを理由に原判決を破棄して原審に差し戻し、差
戻後控訴審（福岡高判昭61・4・28刑裁月報一八・四・二九四）において無罪判決に至ったものである。

被告人は被害者兩名の死体が発見された約一か月後に軽微な別件の準詐欺、詐欺等の容疑で逮捕され、右別件の身
柄拘束を利用した長期間かつ多数回にわたる取調べを受け、約二か月半後に自白したが、一審公判開始後は一貫して
犯行を否認していた。

本件においては被告人を犯行に結びつける直接証拠は捜査段階の自白のみであるので、この自白の信用性をめぐる
判断が本件の帰すうを決する。一審判決は自白のうち犯行の発端となる事実に関する部分の信用性を否定しながら被
害者兩名を殺害したとする自白の大筋についてはこれを信用できるとして被告人を懲役一二年に処した。原判決は右

犯行の発端となる事実に関する部分を含めて自白はすべて措信するに足るとして控訴を棄却した。

これに対し本判決は、自白に関し①重要点において客観的証拠による裏付けが欠けている②証拠上明らかな事実についても説明が欠落している③その内容に不自然・不合理な点が多すぎる、などと指摘してその信用性に疑問を投げかけた。次に自白の裏付けとして重視された陰毛の鑑定などについてもその証拠価値に疑問を抱かせる点があるとし、さらに犯行時刻の特定との関係で被告人のアリバイの成否についても疑問が残されており、これらの疑問は一、二審の審理において未だ説明されていないとした。

本判決では自白の信用性の判断にあたって客観的証拠による裏付けがなされているか否かを重視し、また陰毛およびその鑑定の証拠価値の判断にさいし、証拠物の保管状況等に関する捜査官の態度等から証拠物のすりかえの疑いを否定できないとしている点が注目される。

殺人のような重大事件について冤罪の疑いがあるとして原判決が破棄されたのはいわゆる仁保事件（最二判昭45・7・31刑集二四・八・五九七、判時五九八・三七）以来であったためマスコミの注目を浴びた⁶。

四、自衛官「赃物寄蔵」事件

本件（最一判昭58・2・24判時一〇七〇・五）は赃物寄蔵被告事件につき赃物性の未必的認識を推認することができないとして最高裁が破棄自判（無罪）した事例である。

被告人は一年余りの間に七回にわたり息子の友人である高校生Aから同人が他から窃取してきた指輪等一七点（時価約三一万七、九〇〇円）を代金一〇万一、〇〇〇円で故買したとして起訴された。被告人は各故買の事実を全面的

に否認し、ただこれらのうち六点（時価約六万四、〇〇〇円）については、Aから息子を通じて二万円貸してくれるよう頼まれ、これを貸した際預ったが、それらが赃物であることは知らなかったと弁明していた。

一審は起訴事実にならぬAの供述を信用できるとし、ほぼ起訴事実どおりの赃物故買の事実を認定して被告人を懲役一〇月罰金四万円に処した。これに対し二審はAの供述には疑問があるとして一審が認めた赃物故買の事実を認めるには証拠が不十分だとしつつ、弁論再開後に追加された予備的訴因（前記被告人弁明と同旨の赃物寄蔵の事実）を認定して懲役四月（執行猶予二年）罰金二万円の刑を言い渡した。

本判決は原判決が赃物性の未必的認識を推認すべき根拠として列挙した諸事情について逐一検討を加え、右事情の中には被告人が当初本件贓品を預ったことを秘匿したり、それが赃物であることを知っていたと疑われることを警戒する発言をしたなど贓物性の未必的認識を推測させるに足る徴憑があることを認めつつ、被告人とAとの従来の関係、Aの人物や素行についての被告人の認識、贓品の性状およびその対価額、この種のものの売買や收受に関する被告人の従前の行動等に照らして特段の事情がなければ右の推認を認めることはできないとして原判決の有罪部分を破棄して無罪の自判をした。本判決は情況証拠による贓物性の未必的認識の認定に関する判断事例として貴重であり、参考とするに足ると思われる。

贓物罪における贓物性の認識については刑法理論上未必的で足りるとされているが、その認定は合理的な疑いをこえた確信にもとづかなければならない。したがって本判決は未必的認識の認定にさいしても「疑わしきは被告人の利益に」の原則の適用があることを示した点で注目し値する。本件では他に予備的訴因追加は不適法との重要な判断も下されている（団藤重光、谷口正孝）がここでは取り上げない。

五、「狭山完全勝利」デモ事件

本件（最一判昭58・10・6判時一〇九七・一三七）は、デモ行進に際しての警察官に対する公務執行妨害被告事件につき、一審の無罪判決を破棄して有罪とした控訴審判決に重大な事実誤認の疑いがあるとして最高裁が破棄差戻した事例である。ともすれば敵視されるいわゆる左翼のデモ行進にまつわる事件において事実認定の誤りを指摘して原判決を破棄し、法律家の注目を浴びた。

被告人は昭和五十一年五月二三日午後四時二五分ころ、東京都千代田区丸の内一丁目の路上において労働者、学生らの集団示威運動に伴う違法行為を制止、検挙する任務に従事中的警視庁第七機動隊勤務警視庁警部補Oに対し右足でその左大腿部を一回足蹴にする暴行を加え、右職務の執行を妨害したとして起訴された。一審はOらを始めとする警察官証人らの供述の信憑性にはいくつかの疑念があり、被告人の弁解もむげには排斥できないとして無罪の判決を下した。

これに対し原審は、一審判決が警察官証人らの供述の信用性を疑うべき根拠として説示するところはいずれも支持できず、かえって各供述はその大筋において十分信用するに値すると認められ、また一審判決がたやすく排斥しがたいたとした被告人の弁解はとうてい採用できないとして一審を破棄して被告人を懲役四月執行猶予二年に処した。

本判決は、原判決は少なくとも三つの事項に関する部分において証拠の正当な評価にもとづかない明らかに不合理な判断等を含み、しかもこれらの判断は無罪の一審判決を破棄して有罪の自判をするについて、その理由の重要な部分を占めていると認められるとして原判決を破棄して原審に差し戻した。

本判決が不合理だとした事実関係の一つに原因となった暴行を裏づける診断書ないし患部写真の欠落がある。この点につき本判決が「いかに複数の警察官の目撃がある現行犯逮捕の事案であるとはいえ、専門医に診断書の作成交付を求め、あるいは患部の写真撮影をするなどの証拠保全をしておくのが、警察官として通常の措置であつたらうと考えられる（本件においては、被告人は本件暴行を認めていたわけではないから、なおさらである。）」と述べているのは正当であろう。本件にはフレーム・アップの可能性があると指摘している点で最高裁の判断としては異例と言えようか。

六、波谷事件

本件（最三判昭59・4・24刑集三八・六・二一九六、判時一一二六・一三三）は、殺人教唆等の公訴事実についての唯一の直接証拠である被教唆者の検察官に対する供述調書の証拠価値に疑問を容れる余地がないとはいえず、被告人のアリバイの成否についても幾多の疑問が残されているのに、被告人を有罪とした原判決は、刑法四二一条一号、三号により破棄を免れないとされた事例であり、差戻後控訴審（名古屋高判昭60・12・19判時一二〇四・一四八）において無罪判決を下された。

被告人は神戸山口組系甲野組傘下B組組長であるが、対立抗争していた元甲野組傘下のX組の組長Xの殺害を企て、昭和五二年四月一日午後七時頃、大阪市所在の被告人方にB組組員Aを呼びよせてXの殺害を命令した。Aは右殺害を決意してBからけん銃二丁とその実包各六発を受けとり、他の三名と共謀の上同月一三日午後一時頃福井県三国町所在のコーヒー専門店「松」においてXを射殺した。被告人は右事件の教唆犯として起訴された（銃砲刀剣類所持

等取締法違反および火薬類取締法違反もあるがここではさておく。

被告人の右殺人教唆等に関する直接証拠は被教唆者の検察官に対する供述調書二通のみであったが、一、二審ともその証拠能力および信用性を肯定して右起訴事実を認定した。ところで原判決は原審において初めて主張された四月一日の教唆に関する被告人のアリバイ主張をごく簡単に排斥したが、本判決は右検面調書の信用性につき必ずしも疑問を容れる余地がないではないとした上、右アリバイの成否について詳細な検討を加えて、この点に関する原審の審理判断は粗略のそしりを免れず、原審で取り調べられた証拠のみで右アリバイ主張を排斥することはできないとして原審を破棄して名高裁金沢支部に差し戻した。

本件の弁護団はこの種の事件としては信じがたいような「豪華版」で、事実認定のベテランも入っている。それだけに上告趣意も多岐にわたり、右被教唆者の検面調書についても①右供述は起訴後の取調べによってえられた②警察官による連日長時間かつ利益誘導の取調べによってえられた違法収集証拠にもとづく③いわゆる共犯者の自白の自白なので補強証拠を必要とする、などと主張したが、最高裁はこれら上告趣意に答えることなく右検面調書の信用性についての職権判断に終始して破棄差戻している。

七、岩国幸心会首領殺害事件

本件(最一判昭60・12・19判時一一九四・一三八)は、一審判決が殺人の共謀共同正犯の事実を、二審判決が殺人幫助の事実をそれぞれ認定した事件について最高裁が両判決とも証拠の価値判断を誤り、ひいては重大な事実誤認をした疑いが顕著だとして破棄し、自判して無罪を言い渡した事案である。

暴力団合田一家N組の組員Xが岩国市内の路上において、かねて対立抗争していた幸心会の首領Hをけん銃で狙撃して殺害した。Xは捜査当局の追及を受けた結果、合田一家の総長と縁故があり、幹部組員とも交際のある被告人から指示されて犯行に及んだと自供した。検察官はXの供述にもとづき被告人を殺人の訴因で起訴した(被告人は否認)。しかし一審公判途中でXの親分NがXに犯行現場を下見させていたことがわかりX供述の信用性に疑問が生じた。

一審判決は右事実は検面調書の信用性を左右するものではないとして被告人に対し殺人の共謀共同正犯の成立を認めたが、控訴審はXの検面調書の一部に疑問があるとし、予備的に追加された訴因にもとづき、被告人はXの犯行を容易ならしめるため同人に犯行現場に赴くためのレンタカーの借賃等として五万円を交付した旨の殺人幫助の事実を認定した。

これに対し上告審は主として次の理由を挙げて原判決を破棄した。「Xの検面調書の内容は……全体として、H殺害の指示に始まる一連の相関連する一個の事態の推移に関するものである。従って、X検面調書のうち、被告人からHの殺害を指示されたという、被告人とH殺害を結びつける供述の中核をなす部分の信用性に合理的な疑いがあるというのであれば、特段の事情のない限り、これと密接に関連する爾余の供述の信用性にも重大な疑惑の生ずることは明らかである。」

いわゆる「引っぱり込み供述」をする恐れのある共犯者の供述の信憑性の吟味には慎重の上にも慎重を要することがつとに一般事件で言われてきたが、本件のような暴力団関係の事案ではとりわけ慎重を要することが本判決の説示内容からうかがわれる。しかし慎重にと言われても、間接事実の総合評価はどのようになされるべきか。ことは自由心証にかかわるだけにそう容易ではない。下級審裁判官の中には納得のいかない人もいるであろう。

八、少年バイク事件

本決定（最三決昭62・3・24判時一二三二・一五〇）は、少年の再抗告事件につき事実誤認の疑いがあるとして原決定および保護処分決定が取り消された事例である。

少年法三五条は再抗告事由を憲法違反、判例違反に限定している。しかし最三決昭58・9・5判時一〇九一・三は、刑事法上の特別抗告につき同法四一条の準用を認める判例の趣旨に照らし、少年法三五条所定の事由が認められない場合であっても同法三二条所定の事由（事実誤認、法令違反、処分不当）があつてこれを取り消さなければ著しく正義に反すると認められるときは職権により原決定を取り消すことができるとした。本決定はこの趣旨にそつて職権で調査し、事実の取調べ（少年審判規則五四条、四九条）をした上、事実誤認の疑いがあるとしたものである。

本件少年は山梨県内でバイクを運転して通行区分違反（右側通行）をしたとの非行事実によつて家裁の審判に付され、審判廷で右事実を認めて保護観察処分（交通短期）に処されたが、右のような事件を犯したことはないとの事実誤認を主張して抗告したところ、東京高裁は理由がないとして右抗告を棄却した。

少年は再抗告し、「その日は都内の高校で授業を受けていたから本件非行を犯すことは不可能、交通事件原票に押された違反者の指印も他人のもの」などと主張した。また再抗告申立書には本件の経緯について、「家裁審判の日、調査官の面接調査を受け、覚えがない、署名指印も自分のものではないと申し述べたが聞いてもらえず、不処分程度ですむと考へて審判廷では事件を認めた。抗告後高校の出席証明書を用意し、高裁から呼び出しがあつたら右資料を持参して説明すればよいと思つていたところ呼び出しもなく抗告を棄却されてしまった」などと記載されている。

右再抗告につき最高裁は職権で調査し、本件交通事件原票の供述書欄に押された違反者の指紋と少年の指紋とを対照するため指紋照会回答書を取りよせてこれを取り調べ、二つの指紋は異なるから重大な事実誤認の疑いがあり、原決定を取り消さなければ著しく正義に反するとして事件を家裁に差し戻した。

最高裁が再抗告事件⁽⁸⁾につき事実誤認の疑いを理由に原決定と保護処分決定とを取り消したのは本件が初めてであったのでマスコミにも取りあげられ、学界の議論をも呼んだ。少年法事件では理論的にも画期的なケースである。

九、鳴海事件

本件（最二判昭63・1・29刑集四二・一・三八、判時一二七七・五四）被告人の自白のとおりには有罪とした原判決の事実認定に不合理な点があるとして上告審で破棄された事例であり、すでに挙げた波谷事件、岩国幸心会首領殺害事件とともに暴力団関係であるところに特徴がある。

昭和五三年七月に京都市内のキャバレーで山口組組長田岡一雄を拳銃で狙撃した犯人として指名手配されていた反山口系暴力団幹部鳴海清が同年九月六甲山中において異様な腐乱死体となって発見された。この事件で殺人等の罪に問われ一、二審で有罪とされた反山口系暴力団幹部衣笠豊およびその配下の田中末男、秋丸鹿一郎の三名に対する上告審において第二小法廷は重大な事実誤認の疑いを理由に原判決を破棄して大阪高裁に差し戻した。

本判決は、六甲山中における衣笠の単独犯行の可能性および鳴海の死体の下前歯四本の欠落という二つの問題点を取り上げて、被告人田中、秋丸両名の自白には重要部分において客観的証拠と矛盾し、信用しがたい点があり、これら自白のとおりには鳴海殺害関係の具体的事実を認定することはできないとした。

初めに自白した秋丸が自分は忠成会三木事務所で犯行から抜け、その後のことは田中と衣笠とが知っている」と述べ、次に自白した田中は自分は衣笠運転の車で六甲山中に行き、鳴海をトラックから降ろすのを手伝ったが、そのあとは車中で衣笠の戻るのを待っていただけ、鳴海を殺したのは衣笠らしい旨述べ、最後まで自白しなかった衣笠の単独犯行という筋書きが匂わせられた。その結果、暴力団内の地位が最も低い秋丸が一番楽な役割分担ですみ、地位の最も高い衣笠が一番骨の折れる役割を分担したという不自然なストーリーとなり、疑問がもたれた。また、鳴海の死体にまかれていたものと同種の日本手拭が見つかった三木事務所から死体発見現場へ直行したという田中・秋丸自白のストーリーはあまりにも平凡かつ単純で、捜査官が誘導することも被告人らが想像で作ることもきわめて容易に思われた。この点にも疑問が抱かれたのである。

原判決は田中・秋丸自白がほとんど真相を物語っているという判断を前提として自白の任意性を肯定したが、本判決は原判断をそのまま肯認することを避け、基礎的事実関係の事実誤認として（任意性にはあえて触れないで）処理している。

差戻後控訴審の判決公判は一九九〇年（平成二年）九月二八日大阪高裁で開かれた。近藤暁裁判長は殺人の唯一の証拠となった衣笠以外の二被告の自白について「客観的証拠と矛盾し、不自然な変遷も認められる。捜査官の誘導や作為が疑われ、信用できない」として三被告を有罪とした神戸地裁の一审判决を破棄し、鳴海の殺害と逮捕監禁については全員無罪とした。捜査段階への批判が特に注目し値する（朝日新聞一九九〇年九月二九日）。

十、遠藤事件

本件（最二判平元・4・21判時一三一九・三九）は業務上過失致死事件につき事実誤認があるとして一、二審判決を破棄し無罪を言い渡した事例である。本件は交通事故の事案ではあるが、轢過車両と被告人車との同一性が問題とされ、目撃者等の供述証拠、付着物等の物的証拠とその鑑定、被告人の供述などが詳しく検討されているので、被告人と犯人との同一性が争われる殺人事件等における事実認定にさいして大いに参考となると思われる。⁽⁹⁾

さて本件は昭和五〇年一月二〇日午後九時二〇分すぎに福島県との県境に近い新潟県津川町の国道四九号線上で発生した。酒に酔ってセンターライン付近に横たわっていた被害者を轢過した容疑で一年以上あとの昭和五二年二月一二日に起訴された（訴因は業務上過失致死）。

第一審判決は、①事故現場を通過した関係各車両の状況からして被告人車を轢過車両と考えざるをえない、②鑑定によれば被告人車の右後輪等には同じO型の人の血液と毛髪とが付着していたと認められる、③現場付近で異常走行を体験した旨の被告人の捜査官に対する供述は信用できる、などとして有罪（禁錮六月執行猶予二年）とした。二審は一審の事実認定をほぼ是認して控訴を棄却した。

上告審判決は職権で事実認定について検討した結果、右の①および③からは被告人車を轢過車両と断定することは不可能だとし、②については次の理由を示して断定不能だとした。a有罪証拠の一つとされた桂、横山両鑑定には疑問があり、一、二審判決が船尾鑑定を排斥した理由も支持できない、b桂鑑定の結論を採用するとしても、後輪付着物にはごく微量の人血が非常に稀薄な状態で含まれているにすぎず、それを本件事故に由来するものと認定するには

疑問、^㉔轢過態様の考察からも後輪付着物を本件事故に由来する血痕と認めるのは困難(一、二審判決がこの点に関する江守鑑定を排斥し、上山鑑定を無視している点も疑問)、^㉕後輪付着物の発見過程には問題がある、^㉖毛髪、布目痕等の付着物の証拠価値も低い。

交通事故関係の事案で破棄差戻された直近の事例には、①最三判昭54・3・27判時九二四・一三四②最三判昭54・12・4同九五四・一二四③最一判昭56・2・19同九九六・一三一、の三件がある。また道交法違反保護事件については前掲八の判例がある。なお自判無罪については本件のほか前掲四、七および後出十、十二がある。

十一、山中事件

本件(最一判平元・6・22判時一三二四・四三三)は共犯者の供述に信用性を認めた原判決が破棄された事例であり、差戻後控訴審においても無罪判決が下された(名古屋高判平2・7・27朝日新聞平2・7・28)。最高裁が被告人と犯行との結びつきに関する事実誤認を理由に一、二審の死刑判決を破棄したのは、仁保事件(最二判昭45・7・31前掲)以来であり、社会の注目を浴びた。最高裁が差し戻し、無罪となった本件以外の死刑事件は左のごとし。

事件名(発生地)	発生年月	事件の概要	無罪判決の年月
幸浦事件(静岡)	昭和23年11月	一家4人殺害	昭和38年7月
松川事件(福島)	昭和24年8月	東北線の列車転覆	昭和38年9月
二俣事件(静岡)	昭和25年1月	一家4人殺害	昭和32年10月
八海事件(山口)	昭和26年1月	老夫婦殺害	昭和43年10月
仁保事件(山口)	昭和29年3月	一家6人殺害	昭和47年12月

さて被告人は①共犯者Kとともに友人を殺害して死体を遺棄したという殺人・死体遺棄事件と②その三日後にKを殺害して同人の所持する金員を奪おうとしたという強盗致死未遂事件とで起訴された。主たる争点は右①であるが、右犯行が被告人によるものであると認めるに足る客観的証拠はなく、被告人と犯行とを結びつける直接証拠は被告人から誘われて犯行に加担したとされるKの供述のみであった。

本判決はKの供述には次の疑点があると指摘した。①死体の頭蓋骨骨折の形状と兇器であるよきの形状と符合しない、②被害者の着衣の損傷箇所とKの供述とは整合しない、③死体隠匿状況というような犯行の主要部分につき見えないことを見えたように供述している、④兇器などが発見されないだけでなく、それらが犯行前に手近なところにあったとする証拠もない、⑤乗用車の後部座席シートマットからは血液反応が認められない、⑥想像をまじえた供述が含まれている疑いがあるが、Kの知的能力障害を考えると取調官の質問内容等によって影響された可能性を否定し難い。

本判決は共犯者の供述の信用性の判断につき八海事件第三次上告審判決（最二判昭43・10・25刑集二二・一一・九六一判時五三三・一四）と同様に共犯者は「一般的に、自己の刑責を軽くしようと他の者を共犯者として引き入れ、その者に犯行の主たる役割を押しつけるおそれがないとはいえない」と判示しているが、この点について下級審はより一層の注意を払う必要がある⁽¹⁰⁾。

十二、板橋強制わいせつ事件

本判決（最一判平元・10・26判時一三三二・一四五）は、最高裁が職権で事実認定について調査をした結果、被告人を犯人と認めた二審の有罪判決に事実誤認があるとしてこれを破棄し、一審の無罪判決を維持した上告審判決である。

小学四年生（当時九歳）の少女が自宅マンション内で英語教師を装った犯人から強制わいせつの被害を受けたという事案であり、一審以来、犯人と被告人との同一性が争点とされた。本件では有罪方向の積極証拠として①被害者の供述、②犯行途中に通りがかかって犯人と言葉を交わしたマンション管理人の供述、③被告人の捜査段階の自白、が存在した。右の三人は同じマンションの住人であるが、その事実がかえって被害者、管理人双方の犯人識別供述の信用性の正しい評価を困難ならしめる要因となったようである。

本件で最重要の証拠は右①の被害者の供述である。被害者は捜査段階および一、二審で一貫して犯人は被告人であると断定する供述をしていたが、本判決はいくつかの疑問点を指摘した。本件被害者のように年少者の場合には被暗示性が強いと前提した上で、①捜査段階の面通しにおいて暗示を受けた可能性を否定できない、②被害事実を最初に同級生に話しており、その会話を通じて具体的暗示を受けたのではないかとの疑いを否定できない、③二審判決が被害者の供述の信用性を補強しているとした二審証言には重大な疑問がある、④被害者の二審の供述が一審より詳細、強固なものとなっているが、その信用性には問題がある、などとして二審の判断は是認できないとした。

次に本判決は右②の供述にも幾多の疑問があるとした。たとえば右管理人は一、二審において被告人と被害者と一緒にいたのは間違いないと供述したが、右の供述と同人が現実にとった態度、言動には矛盾があるところから一、二審の判断がわかれた。本人は最初から被告人であることに気付いていたと一貫して供述しているにもかかわらず、二審は被告人だと当初気付かなかったが後でそのことに気がついたと認定した。さらに本判決は③の被告人の信用性にも疑いを容れる余地があるとし、二審判決を破棄した上、今後さらに被害者らの供述を求めても疑問解消は期待できないとして検察官の控訴を棄却（実質的に無罪の自判に相当）する判決を下した。

〈若干の分析〉

(1) 第一表（後掲）は事件を破棄年月日順に並べたものである。昭55、56、57、59、60、62、63が各一件計七件であり、昭58が二件、昭61がゼロであるが平元には三件を数える。通常年一件であるが、ときにゼロのこともあり、三件に及ぶこともある。一九八四年（昭和五九年）の総終局人員は一、八四七名であるから、同年の破棄無罪例の割合はほぼ一、八〇〇分の一、確かに稀有の事例ではある。

(2) 一二件中破棄自判無罪は三件（四分の一）であるが、原審の有罪判決を破棄して一審の無罪判決を維持（控訴棄却）したものを加えると差戻し対自判は二対一となる。上告審はかなり強度の法律審であり、事実の取調べを丹念にやるのには適しないから破棄差戻しが原則であつて当然であろう。しかし最高裁調査官の調査の方法次第では自判はもう少し増えてもいいように思われる。とくに長期事件に実際にかかわった経験からしてその感は深い。

右の一二件中、個人法益犯罪なканずく殺人関係の多いのが目につくが、その中で波谷、岩国幸心会首領殺害、鳴海と暴力団関係の多いのが気にかかる。この種の事件では捜査側の予断が大きいかもしれない。他方、被告側も巧妙で真実発見がむずかしいかもしれない。したがつて事実誤認の発生率が高いことは容易に推測される。それだけの理由なら異とするに足りないが、果たしてそうか。もう少し調べてみる必要があるように思われる。

(3) 事件内容を見ると殺人、業務上過失致死傷、殺人、赃物寄蔵、公務執行妨害、殺人教唆、殺人、道交法違反、殺人・逮捕監禁、業務上過失致死、殺人、強制わいせつの順となつており、殺人関係が六件で一番多い。自動車事故関係が二件でそれに次ぎ、あと赃物罪、公務執行妨害、道交法違反、強制わいせつ各一件となつている。法益別では個

人法益関係がほとんどで九件にのぼり、残りは社会法益一件、国家法益一件、特別法一件となっている。個人法益犯罪の中で人身犯がきわめて多い（財産犯は一件のみ）のは、財産犯に比して罪が重く、取調べもよりきびしいためであろう。認知件数だけからいえば殺人罪は赃物犯より少ない（少し古いが昭和五九年の統計によれば前者は一、七六一、後者は二、二六四、昭和60年版犯罪白書六頁）。

(4)第二表は第一表を小法廷別に並べ変えてみたものである。一二件中第一小法廷七件、第二小法廷二件、第三小法廷三件となっており、第一小法廷が断然多い。これはなぜか。そこで第三表を作り、担当裁判官名を列挙してみた。各構成中最初に掲げられているのが裁判長裁判官である。同じ構成でも裁判長が変わると記載順が変わる。裁判長以外は先任順らしい。団藤重光、谷口正孝両裁判官が名をつらねている昭和五〇年代後半において破棄無罪例が多いように見受けられる。しかし昭和六〇年以降も皆無というわけではない。団藤・谷口時代とはがらりと構成が変わった第一小法廷でも平成元年六月に有名な山中事件を破棄している。板橋強制わいせつ事件の破棄も同じく平成元年中である。

次に第二小法廷を見てみると、昭和六三年に一件、翌年（平成元年）が一件となっている。つまり昭和五〇年代後半には破棄無罪例は一件もない。裁判官構成を捨象して眺めてみると第一小法廷との違いは歴然である。

さらに第三小法廷を見てみるとその差はますますはつきりする。と言いたいところであるが、そうはいかない。昭和五〇年代後半に二件の破棄無罪例が見られるからである。独断と偏見をもっていえば環正一裁判官が入っているためとなるが、同裁判官は昭和五五年には在籍しているが昭和五九年にはすでに在籍していない。いずれにせよ第一小法廷に比較すると破棄無罪例は半数にしかすぎない。しかも昭和五六年から五八年までの三年間は皆無である。細かく見るとやはり第一小法廷との違いは存在するように見受けられる。

ここで拙稿「上告審の事実誤認救済に関する一考察」（香川法学前掲一三頁）で取り上げた一ジャーナリストの所見をもう一度取り上げる。彼によれば「昭和五〇年代の半ばから後半にかけて最高裁で有罪判決が破棄される事例が相次いだ。この破棄事例はごく少数の特定された調査官にかぎられていた」（要旨）（松本正「裁判官協議会、そして調査官」今日の最高裁判所〈法セミ増刊一九八八年二月号〉所収）という。これと符節を合わせるように渡部保夫教授（昭和五二年から四年間最高裁調査官として刑事担当）は次のように述べられる。「私が調査した事件で破棄・差戻しになり後日無罪になったのが五件、ほかに法律解釈で自判無罪になったのが一件でした。しかしほかに調査官が一〇人くらいおられました。上告審についての考え方の相違もありましょうし、それに調査官の仕事は大変忙しいせいもあって、事実誤認の問題に深入りしない人が多かったようでした。」（座談会「刑事裁判の実態」自由と正義一九八七年二月号九頁）。

最高裁の判断が調査官によって完全に左右されるとしたら小法廷の裁判官構成を調べてもなんの意味もないことになるが、完全に左右されるとまでは言えないであろう。だがかなり影響されることも否定できないように思われる。そう解して初めて第一小法廷ないし最高裁全体で昭和五〇年代の後半における破棄無罪例の多さを理解できるのではあるまいか。⁽¹⁾

(5) 共犯者の自白の危険性については学説でしばしば指摘されているところであり、再審無罪を含む幾多の誤判例でも裏付けられているところである。本破棄無罪例においてもその三分の一が共犯者の自白と関連する。さきに挙げた暴力団関係事件はみなそうである。まず波谷事件では教唆者の自供はないが、被教唆者の自供にもとづく検面調書が決め手とされた。次の岩国幸心会首領殺害事件でも骨格は全く同じであり、鳴海事件でも本人以外の共犯者が二人いるほかほぼ同じ証拠構造となっている。暴力団関係事件では共犯者の自白に通有の他人に罪をかぶせる形態のほか自

ら他人の罪をかぶる場合もあるのでその事実認定は一筋縄ではいかない。これに対し山中事件はよくある形の共犯関係であり、これを見破れないのは取調べの現実に対する裁判官の理解不足であろう。この問題を次に取り上げる。

ホステス投棄殺人事件では共犯者二人の捜査段階での自白が問題とされた。共犯の場合偽計などの取調べのテクニクにより容易に虚偽自白がとられる。次の鹿児島夫婦殺害事件では単独犯であるが強引に虚偽自白がとられている。さらに被疑者が年少の場合にはよりその危険性が大きい。少年バイク事件がそれである。最後の板橋強制わいせつ事件でも被告人は捜査段階で自白をとられているが、むしろ目撃証人二人の供述が決め手となったものであり、他とは証拠構造を異にする。わが国では自白を重視するゆえか、目撃証言の証明力についての研究がまだ不十分であり、今後の研究の進展が期待される。

残り四件のうち国道上夜間追突事件は現行犯逮捕事件であって自白は問題とならないのでこれを除く。自衛官「赃物寄蔵」事件、「狭山完全勝利」デモ事件、遠藤事件のいずれも全面否認事件であり、捜査段階の自白もない。しかし有罪認定されている。これは総合認定（必ずしも自白を要しない）を許す自由心証の論理的帰結であり、それ自体に問題はなない。問題は自由心証の内容である。自由といっても全くの自由ではなく、合理性ないし経験則による制約があることはよく知られているとおりであるが、右の三判決は結果的に破棄されたのだから、担当裁判官の合理性ないし経験則判断が誤っていたことになる。なぜ誤ったのであろうか。証拠から判決への総合的推論過程に思い違いがあったというなら許せるが、書面主義に傾いた結果なら許せない。果たしてどちらであらうか。

(6)四十一条三号による破棄がすでに見たごとく年に一〜二件だとすると、最高裁の事実誤認救済機能の実効性に疑問が出てくる。しかし右機能はもともと例外的・恩恵的なものであるから多くを期待するのは無理であろう。むしろ事実誤認による破棄判決の下級審に対する指導性にこそ期待がかけられるべきである。判例時報や判例タイムズの解

説もくりかえしその点を指摘している。

それでは一体なにが「指導性」をもつべきか。上告審における事実の取調べはせいぜい法廷への証拠の顕出にしかすぎないから原則的には経験則違反、例外的に無罪方向では非合理で可となろう。したがって下級審裁判官が学ぶべきは破棄無罪例における事実認定上の合理性如何ということとなろう。そしてこの合理性が控訴審と上告審において違いがないことについてはさきに拙稿（総論相当）において指摘したとおりである。

第一表

事件名	事件内容	判決年月日	差戻後判決・自判
ホステス投棄殺人事件	強姦未遂・殺人	最三判昭55・7・1	福岡高判昭56・7・9
国道上夜間追突事件	自動車追突、業過致死傷	最一判昭56・2・19	
鹿児島夫婦殺害事件	殺人	最一判昭57・1・28	福岡高判昭61・4・28
自衛官「赃物寄蔵」事件	赃物故買・寄蔵	最一判昭58・2・24	自判
「狭山完全勝利」デモ事件	公務執行妨害	最一判昭58・10・6	
波谷事件	殺人教唆	最三判昭59・4・24	名古屋高判昭60・12・19
岩国幸心会首領殺害事件	殺人	最一判昭60・12・19	自判
少年バイク事件	通行区分違反	最三決昭62・3・24	東京家決62・4・21(不処分)
鳴海事件	殺人・逮捕監禁	最二判昭63・1・29	大阪高判平2・9・28
遠藤事件	自動車での轢過、業過致死	最二判平元・4・21	自判
山中事件	殺人	最一判平元・6・22	名古屋高判平2・7・27
板橋強制わいせつ事件	少女へのわいせつ行為	最一判平元・10・26	自判(控訴棄却)

第二表

事件名	事件内容	判決年月日	差戻後判決・自判
少年バイク 波谷 ホステス投棄殺人 〆三小担当 遠藤 鳴海 板橋強制わいせつ 〆二小担当 山中 岩国幸心会首領殺害 「狭山完全勝利」デモ 自衛官「贓物寄蔵」 鹿兒島夫婦殺害 国道上夜間追突 〆一小担当	殺人教唆 殺人 業務上過失致死 殺人 殺人 業務上過失致死 公務執行妨害 殺人 殺人 業務上過失致死傷	62・3・24 59・4・24 55・7・1 元・4・21 63・1・29 元・10・26 元・6・22 60・12・19 58・10・6 58・2・24 57・1・28 56・2・19 (決定)	東京家決62・4・21(不処分) 名古屋高60・12・19 福岡高56・7・9 自判 大阪高2・9・28 自判 名古屋高2・7・27 自判(控訴棄却) 自判 福岡高61・4・28 自判

第三表

事 件 名	判決期日	担 当 裁 判 官 名
<p>〈一小〉 国道上夜間追突 鹿児島夫婦殺害 自衛官「赃物寄蔵」 「狭山完全勝利」デモ 岩国幸心会首領殺害 山中 板橋強制わいせつ 〈二小〉 鳴海 遠藤 〈三小〉 ホステス投棄殺人 波谷 少年バイク</p>	<p>56 ・ 2 ・ 19 57 ・ 1 ・ 28 58 ・ 2 ・ 24 58 ・ 10 ・ 6 60 ・ 12 ・ 19 元 ・ 6 ・ 22 元 ・ 10 ・ 26 63 ・ 1 ・ 29 元 ・ 4 ・ 21 55 ・ 7 ・ 1 59 ・ 4 ・ 24 62 ・ 3 ・ 24</p>	<p>藤崎萬里、団藤重光、本山享、中村治朗、谷口正孝 同 右 中村、団藤、藤崎、谷口、和田誠一 和田、団藤、藤崎、中村、谷口 角田禮次郎、谷口、和田、高島益郎 大内恒夫、角田、佐藤哲郎、四ツ谷巖 四ツ谷、角田、大内、佐藤、大堀誠一 藤島昭、牧圭次、島谷六郎、香川保一、奥野久之 島谷、牧、藤島、香川、奥野 伊藤正己、環正一、横井大三、寺田治郎 横井、伊藤、木戸口久治、安岡満彦 坂上寿夫、伊藤、安岡、長島敦</p>

- (1) 同調査による最も重要な発見は、棄却と破棄との関係が被告人上告事件と検察官上告事件とで完全に逆転しており、前者に対する最高裁のきびしい態度が看守されるという点であろう。詳しくは同論文三〇頁。
- (2) ベースにしたのは三井誠・井上正仁編『判例教材刑事訴訟法』（一九八九年）五六〇頁以下の「重大な事実誤認を理由に原判決を破棄した最近の最高裁判決」として掲げられた九事例である。それは昭和五七年（一九八二年）から平成元年（一九八九年）までの八年間の事例なので昭和五五年までさかのぼって過去一〇年間とし、原判決破棄の少年法関係一件を加えた。なお右の九事例はその旨ことわってはないが、調べたところ全部無罪方向の破棄事例であった。
- (3) いわゆる矢口コート（一九八五年〈昭和六〇年〉一月六日から一九九〇年〈平成二年〉二月一九日までの四年余であり、本稿で取り上げた後半五年と重なる）における情況については前田朗・宮本弘典「刑事人権の現状」法と民主主義一九九〇年一〇月号二頁以下。同論文の次の鋭い指摘は注目に値する。「最高裁の再審・破棄事件での『積極性』は、裏を返せば下級審の事実認定がかつてなく混迷を深めていることの現れにはかならない。下級審における審理不_レ尽_→事実誤認_→最高裁による破棄_{（差戻し・自判）}というプロセスを辿るケースが増加しているのだが、それも元はといえば、司法行政による締め付け、国民に敵対する司法づくりに躍起になってきた最高裁自身の責任というべきであろう。」
- (4) 以下一二件の事件の概要は主として判例時報、判例タイムズに拠った。無署名の解説なので一々名前を挙げてお礼を述べられないが、的確なまとめと指摘とに感謝したい。
- (5) 阿部泰雄他『遠藤事件国賠訴訟状（第六次原稿）』（一九九〇年）は、事実と論理とにもとづかない交通事故裁判の実態をきびしく糾弾している。
- (6) 本件の最高裁破棄判決が出た直後、某誌に頼まれて判例批評を書いたところ、掲載しないばかりか原稿返却にも応じない。「このような批判は時期尚早」との一編集部員の返答からすると、私が右の拙稿において「最高裁は自ら蒔いた種の稔りを刈りとついでるに過ぎない」との趣旨の批判をしたためと思われるが、同誌の編集部はその後のなりゆきをどう見ているのであろうか。言論の封殺は民主主義の自滅であることを知るべきである（ソ連東欧の例を挙げるまでもあるまい）。
- (7) 最近の研究として田淵浩二「訴訟法上の事実の証明における“in dubio pro reo”原則の適用可能性について——西ドイツの理論状況の紹介——」（二）法学雑誌三六卷一、二号（一九八九年）、内山安夫「刑事訴訟における法適用原理としてのIn dubio pro reo原則の意義」一橋論叢一〇四卷一号（一九九〇年）。

- (8) 再審については有名な「みどりちゃん事件」がある。最決昭58・9・5刑集三七卷七号九〇一頁。
- (9) 一、二審を担当した裁判官らが司法研修所教官や最高裁調査官を経験した、いわゆるエリート裁判官だっただけに余計注目を浴びた。交通事故で禁錮六月執行猶予二年の事件についてまさか最高裁が乗り出すことはあるまいと考えていたとしたら事は深刻である。
- (10) 余談であるが差戻控訴審担当裁判長が判決後「二〇万余の署名が提出されたが一顧だにしなかった」旨の発言をして話題となった。わざわざ断わったのは何故であろうか。
- (11) 矢口コート（昭和60年11月から平成2年2月）の破棄無罪例を第一表で見ると六件であり、前半五年間のそれと全く変わらない。したがって「蒔いた種」現象は同表によるかぎり矢口コート特有のものでないこととなる。いわゆる司法の危機状況は石田コート時代（昭和44年1月から同48年5月）に発生しているからこれは当然であろう。